第２３号議案

　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和３年２月１７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　濱　　野　　　健

　　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

第１条　品川区手数料条例（平成１２年品川区条例第５号）の一部を次のように改正する。

　　別表⑵の表中１９の項を削り、１８の項を２１の項とし、１７の項を２０の項とし、同項の前に次のように加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １９　住民基本台帳法第２１条の３第１項、第３項および第４項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付 | 戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 | １通につき３００円 | 交付申請のとき。 |

　　別表⑵の表中１６の項を１８の項とし、同項の前に次のように加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １７　住民基本台帳法第１５条の４第１項、第３項および第４項の規定に基づく除票の写しまたは除票に記載した事項に関する証明書の交付 | 除票の写しまたは除票記載事項証明書交付手数料 | １通につき３００円 | 交付申請のとき。 |

　　別表⑵の表中１５の項を１６の項とし、３の項から１４の項までを１項ずつ繰り下げ、２の項の次に次のように加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ３　品川区認可地縁団体の印鑑登録に関する規則（平成５年品川区規則第１号）第１３条第２項の規定に基づく印鑑登録証明書の交付 | 認可地縁団体印鑑登録証明書交付手数料 | １通につき３００円 | 交付申請のとき。 |

　　別表⑷の表に次のように加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ５３　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第５７号）第１５条第２項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和２年財務省・厚生労働省・農林水産省令第１号）第４条第１号の衛生証明書に係るものに限る。）の発行 | 輸出証明書発行手数料 | １通につき８７０円 | 発行申請のとき。 |
| ５４　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第１７条第２項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査 | 適合施設認定申請手数料 | 現地調査を要する場合にあっては２０，９００円、書類審査のみの場合にあっては１０，４００円 | 認定申請のとき。 |

　　別表⑸の表６０の２の項金額の欄第１号エ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「２６，０００円」を「１６，０００円」に改め、同号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　２６，０００円

　　別表⑸の表６０の２の項金額の欄第１号オ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「２６，０００円」を「１６，０００円」に改め、同号オ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　２６，０００円

　　別表⑸の表６０の２の項金額の欄第１号カ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「２６，０００円」を「１６，０００円」に改め、同号カ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　建築物の延べ面積が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　２６，０００円

　　別表⑸の表６０の２の項金額の欄第２号エ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１８０，０００円」を「１３８，０００円」に改め、同号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　１８０，０００円

　　別表⑸の表６０の２の項金額の欄第２号オ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「３８４，０００円」を「３００，０００円」に改め、同号オ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　３８４，０００円

　　別表⑸の表６０の２の項金額の欄第２号カ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「３８４，０００円」を「３００，０００円」に改め、同号カ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　建築物の延べ面積が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　３８４，０００円

　　別表⑸の表６０の３の項金額の欄第１号エ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１８，０００円」を「１１，０００円」に改め、同号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　１８，０００円

　　別表⑸の表６０の３の項金額の欄第１号オ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１８，０００円」を「１１，０００円」に改め、同号オ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　１８，０００円

　　別表⑸の表６０の３の項金額の欄第１号カ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１８，０００円」を「１１，０００円」に改め、同号カ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　建築物の延べ面積が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　１８，０００円

　　別表⑸の表６０の３の項金額の欄第２号エ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「９６，０００円」を「７２，０００円」に改め、同号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　９６，０００円

　　別表⑸の表６０の３の項金額の欄第２号オ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１９８，０００円」を「１５４，０００円」に改め、同号オ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　１９８，０００円

　　別表⑸の表６０の３の項金額の欄第２号カ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１９８，０００円」を「１５４，０００円」に改め、同号カ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　建築物の延べ面積が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　１９８，０００円

　　別表⑸の表６０の３の２の項金額の欄中「第２９条第３項」を「第３４条第３項」に改め、同欄第１号ア中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「２７，１００円」を「１６，７００円」に改め、同号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

　　イ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　２７，１００円

　　別表⑸の表６０の３の２の項金額の欄第２号ア中「６０の４の項および」を「以下この項、６０の４の項および」に改め、同号ア (ア)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１４５，７００円」を「１１０，７００円」に改め、同号ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、 (ア)の次に次のように加える。

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１４５，７００円

　　別表⑸の表６０の３の２の項金額の欄第２号イ中「とき」の次に「（省令第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合を含む。次項、６０の６の項および６０の７の項において同じ。）」を加え、同号イ(ア)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「３６７，１００円」を「２８４，４００円」に改め、同号イ中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、 (ア)の次に次のように加える。

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　３６７，１００円

　　別表⑸の表６０の３の３の項金額の欄第１号ア中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１９，１００円」を「１１，８００円」に改め、同号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

　　イ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１９，１００円

　　別表６０の３の３の項金額の欄第２号ア(ア)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１０２，１００円」を「７７，６００円」に改め、同号ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、 (ア)の次に次のように加える。

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１０２，１００円

　　別表６０の３の３の項金額の欄第２号イ(ア)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「２５７，１００円」を「１９９，２００円」に改め、同号イ中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、 (ア)の次に次のように加える。

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　２５７，１００円

　　別表⑸の表６０の４の項事務の欄中「第３０条第１項」を「第３５条第１項」に改め、同項金額の欄中「第２９条第３項」を「第３４条第３項」に、「第３０条第２項」を「第３５条第２項」に改め、同欄第１号中「第３０条第１項各号」を「第３５条第１項各号」に改め、同号エ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「２７，１００円」を「１６，７００円」に改め、同号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　２７，１００円

　　別表⑸の表６０の４の項金額の欄第２号エ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１４５，７００円」を「１１０，７００円」に改め、同号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１４５，７００円

　　別表⑸の表６０の４の項金額の欄第２号オ中「とき」の次に「（省令第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第１０条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合を含む。次項において同じ。）」を加え、同号オ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「３６７，１００円」を「２８４，４００円」に改め、同号オ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　３６７，１００円

　　別表⑸の表６０の５の項事務の欄中「第３１条第１項」を「第３６条第１項」に改め、同項金額の欄中「第３１条第１項」を「第３６条第１項」に、「同法第３１条第２項」を「同法第３６条第２項」に、「第３０条第２項」を「第３５条第２項」に改め、同欄第１号中「第３１条第２項」を「第３６条第２項」に、「第３０条第１項各号」を「第３５条第１項各号」に改め、同号エ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１９，１００円」を「１１，８００円」に改め、同号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１９，１００円

　　別表⑸の表６０の５の項金額の欄第２号エ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１０２，１００円」を「７７，６００円」に改め、同号エ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１０２，１００円

　　別表⑸の表６０の５の項金額の欄第２号オ (イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「２５７，１００円」を「１９９，２００円」に改め、同号オ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　２５７，１００円

　　別表⑸の表６０の６の項事務の欄中「第３６条第１項」を「第４１条第１項」に改め、同項金額の欄第１号ウ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「２７，１００円」を「１６，７００円」に改め、同号ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　２７，１００円

　　別表⑸の表６０の６の項金額の欄第２号キ(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１４５，７００円」を「１１０，７００円」に改め、同号キ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１４５，７００円

　　別表⑸の表６０の６の項金額の欄第２号ク(イ)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「３６７，１００円」を「２８４，４００円」に改め、同号ク中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、 (イ)の次に次のように加える。

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　３６７，１００円

　　別表⑸の表６０の７の項金額の欄第１号ア中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１９，１００円」を「１１，８００円」に改め、同号中オをカとし、イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

　　イ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１９，１００円

　　別表⑸の表６０の７の項金額の欄第２号ア(ア)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「１０２，１００円」を「７７，６００円」に改め、同号ア中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、 (ア)の次に次のように加える。

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１０２，１００円

　　別表⑸の表６０の７の項金額の欄第２号イ(ア)中「２，０００平方メートル」を「１，０００平方メートル」に、「２５７，１００円」を「１９９，２００円」に改め、同号イ中(オ)を(カ)とし、(イ)から(エ)までを(ウ)から(オ)までとし、 (ア)の次に次のように加える。

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　２５７，１００円

第２条　品川区手数料条例の一部を次のように改正する。

　　別表⑷の表１の項事務の欄中「第５２条第１項」を「第５５条第１項」に、「の場外および卸売市場法施行令（昭和４６年政令第２２１号）に規定する花き市場の場内（以下「卸売市場外」という。）における営業に限る」を「（花きの卸売のために開設されるものを除く。以下「卸売市場」という。）における営業を除く」に改め、同項金額の欄第３号から第７号までを次のように改める。

　⑶　調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業　７，２００円（更新の場合にあっては、５，１００円）

　⑷　食肉販売業　１１，５００円（更新の場合にあっては、５，７００円）

　⑸　魚介類販売業　１１，５００円（更新の場合にあっては、５，７００円）

　⑹　魚介類競り売り営業　２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円）

　⑺　集乳業　１１，５００円（更新の場合にあっては、５，７００円）

　　別表⑷の表１の項金額の欄第１０号中「乳製品製造業」を「食肉処理業」に改め、同欄第１１号から第３３号までを次のように改める。

　⑾　食品の放射線照射業　２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円）

　⑿　菓子製造業　１６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円）

　⒀　アイスクリーム類製造業　１６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円）

　⒁　乳製品製造業　２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円）

　⒂　清涼飲料水製造業　２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円）

　⒃　食肉製品製造業　２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円）

　⒄　水産製品製造業　１９，２００円（更新の場合にあっては、９，６００円）

　⒅　氷雪製造業　２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円）

　⒆　液卵製造業　１３，２００円（更新の場合にあっては、７，８００円）

　⒇　食用油脂製造業　２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円）

　**(21)**みそ又はしょうゆ製造業　１９，２００円（更新の場合にあっては、９，６００円）

**(22)**酒類製造業　１９，２００円（更新の場合にあっては、９，６００円）

**(23)**豆腐製造業　１６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円）

　**(24)**納豆製造業　１６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円）

**(25)**麺類製造業　１６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円）

**(26)**そうざい製造業　２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円）

**(27)**複合型そうざい製造業　３５，２００円（更新の場合にあっては、２３，３００円）

**(28)**冷凍食品製造業　２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円）

**(29)**複合型冷凍食品製造業　３５，２００円（更新の場合にあっては、２３，３００円）

**(３０)**漬物製造業　１３，２００円（更新の場合にあっては、７，８００円）

**(３１)**密封包装食品製造業　１９，２００円（更新の場合にあっては、９，６００円）

**(３２)**食品の小分け業　１６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円）

**(３３)**添加物製造業　２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円）

　　別表⑷の表１の項金額の欄第３４号から第３６号までを削り、同表４６の項から４７の３の項までを削り、同表４８の項を同表４６の項とし、同表４９の項から同表５４の項までを２項ずつ繰り上げる。

付　則

　（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

　⑴　第１条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　公布の日

　⑵　第１条中別表⑷の表に２項を加える改正規定および別表⑸の表６０の２の項から６０の７の項までの改正規定　令和３年４月１日

　⑶　第２条、次項および付則第３項の規定　令和３年６月１日

　（食品衛生法の規定による許可を受けて営業を行っている者に係る経過措置）

２　第２条の規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第４６号。以下「改正法」という。）第２条の規定による改正前の食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）第５２条第１項の許可を受けて次の表の第１欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第２欄に掲げる営業に係る改正法第２条の規定による改正後の食品衛生法（以下「新食品衛生法」という。）第５５条第１項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する第２条の規定による改正後の別表⑷の表１の項の規定の適用については、次の表の第３欄に掲げる規定中同表の第４欄に掲げる字句は、同表の第５欄に掲げる字句とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 飲食店（移動飲 | 飲食店（移動飲食店または臨時飲食店を除く。）営業 | 別表⑷の表１ | １８，３００ | ８，９００円 |
| 食店、臨時飲食店または自動販売機によるものを除く。）営業 | の項金額の欄第１号 | 円（更新の場合にあっては、８，９００円） |  |
| そうざい製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２６号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | ８，９００円 |
| 移動飲食店営業または臨時飲食店営業 | 移動飲食店営業または臨時飲食店営業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２号 | ５，６００円（更新の場合にあっては、２，７００円） | ２，７００円 |
| 飲食店（自動販売機によるものに限る。）営業 | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３号 | ７，２００円（更新の場合にあっては、５，１００円） | ５，１００円 |
|  | 品を販売する営業 |  |  |  |
| 喫茶店（自動販売機によるものを除く。）営業 | 飲食店（移動飲食店または臨時飲食店を除く。）営業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１号 | １８，３００円（更新の場合にあっては、８，９００円） | ５，７００円 |
| 喫茶店（自動販売機によるものに限る。）営業 | 調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３号 | ７，２００円（更新の場合にあっては、５，１００円） | ５，１００円 |
| 菓子製造業（移動菓子製造業または臨時菓子製造業を除く。） | 飲食店（移動飲食店または臨時飲食店を除く。）営業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１号 | １８，３００円（更新の場合にあっては、８，９００円） | ８，４００円 |
| 菓子製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
|  | 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| 移動菓子製造業または臨時菓子製造業 | 移動飲食店営業または臨時飲食店営業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２号 | ５，６００円（更新の場合にあっては、２，７００円） | ２，７００円 |
| あん類製造業 | 菓子製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４０ | ８，４００円 |
|  |  |  | ０円） |  |
|  | 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| アイスクリーム類製造業 | 飲食店（移動飲食店または臨時飲食店を除く。）営業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１号 | １８，３００円（更新の場合にあっては、８，９００円） | ８，４００円 |
| アイスクリーム類製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１３号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| 乳処理業 | 乳処理業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第８号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 特別牛乳搾取処理業 | 特別牛乳搾取処理業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第９号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 乳製品製造業 | 乳製品製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１４号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| 集乳業 | 集乳業 | 別表⑷の表１の項金額の欄 | １１，５００円（更新の場 | ５，７００円 |
|  |  | 第７号 | 合にあっては、５，７００円） |  |
| 食肉処理業 | 食肉処理業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１０号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 食肉販売業（自動販売機によるものを除く。） | 食肉販売業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第４号 | １１，５００円（更新の場合にあっては、５，７００円） | ５，７００円 |
| 食肉製品製造業 | 食肉製品製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１６号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| 魚介類販売業 | 飲食店（移動飲食店または臨時飲食店を除く。）営業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１号 | １８，３００円（更新の場合にあっては、８，９００円） | ５，７００円 |
| 魚介類販売業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第５号 | １１，５００円（更新の場合にあっては、５，７００円） | ５，７００円 |
|  |
| 魚介類競り売り営業 | 魚介類競り売り営業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第６号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 魚肉練り製品製造業 | 水産製品製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１７号 | １９，２００円（更新の場合にあっては、９，６００円） | ９，６００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| 食品の冷凍又は冷蔵業 | 冷凍食品製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２８号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| 食品の放射線照射業 | 食品の放射線照射業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１１号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 清涼飲料水製造業 | 清涼飲料水製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１５号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 乳酸菌飲料製造業 | 乳処理業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第８号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | ８，４００円 |
|  | 乳製品製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１４号 | ２５，２００円（更新の場合にあって | ８，４００円 |
|  |  |  | は、１２，６００円） |  |
|  | 清涼飲料水製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１５号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | ８，４００円 |
| 氷雪製造業（自動販売機によるものを除く。） | 氷雪製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１８号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 食用油脂製造業 | 食用油脂製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２０号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| マーガリン又はショートニング製造業 | 食用油脂製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２０号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| みそ製造業 | みそ又はしょうゆ製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２１号 | １９，２００円（更新の場合にあっては、９，６００円） | ９，６００円 |
|  | 食品の小分け | 別表⑷の表１ | １６，８００ | ８，４００円 |
|  | 業 | の項金額の欄第３２号 | 円（更新の場合にあっては、８，４００円） |  |
| しょうゆ製造業 | みそ又はしょうゆ製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２１号 | １９，２００円（更新の場合にあっては、９，６００円） | ９，６００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| ソース類製造業 | 密封包装食品製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３１号 | １９，２００円（更新の場合にあっては、９，６００円） | ９，６００円 |
| 酒類製造業 | 酒類製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２２号 | １９，２００円（更新の場合にあっては、９，６００円） | ９，６００円 |
| 豆腐製造業 | 豆腐製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２３号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| 納豆製造業 | 納豆製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄 | １６，８００円（更新の場 | ８，４００円 |
|  | 第２４号 | 合にあっては、８，４００円） |  |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
|  |
| 麺類製造業 | 麺類製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２５号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| そうざい製造業 | そうざい製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２６号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ８，４００円 |
| 缶詰又は瓶詰食品製造業 | 密封包装食品製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３１号 | １９，２００円（更新の場合にあっては、９，６００円） | ９，６００円 |
| 添加物製造業 | 添加物製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３３号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | １２，６００円 |

　（食品製造業等取締条例の規定による許可を受けて営業を行っている者に係る経過措置）

３　第２条の規定の施行の際現に食品製造業等取締条例を廃止する条例（令和２年東京都条例第７１号）による廃止前の食品製造業等取締条例（昭和２８年東京都条例第１１１号）第７条の許可を受けて次の表の第１欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第２欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第５５条第１項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する第２条の規定による改正後の別表⑷の表１の項の規定の適用については、次の表の第３欄に掲げる規定中同表の第４欄に掲げる字句は、同表の第５欄に掲げる字句とする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| つけ物製造業 | 漬物製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３０号 | １３，２００円（更新の場合にあっては、７，８００円） | ７，８００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ７，８００円 |
| そう菜半製品等製造業 | そうざい製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第２６号 | ２５，２００円（更新の場合にあっては、１２，６００円） | ７，８００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ７，８００円 |
| 調味料等製造業 | 密封包装食品製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄 | １９，２００円（更新の場 | ７，８００円 |
|  |  | 第３１号 | 合にあっては、９，６００円） |  |
| 魚介類加工業 | 水産製品製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１７号 | １９，２００円（更新の場合にあっては、９，６００円） | ７，８００円 |
| 食品の小分け業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第３２号 | １６，８００円（更新の場合にあっては、８，４００円） | ７，８００円 |
| 液卵製造業 | 液卵製造業 | 別表⑷の表１の項金額の欄第１９号 | １３，２００円（更新の場合にあっては、７，８００円） | ７，８００円 |

（説明）食品衛生法に基づく営業許可の申請に係る手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料等を定めるほか、住民票の除票の写し等の交付に係る規定を整備する必要がある。